

平成13年10月29日

各位

株式会社 大和銀行
株式会社 近畿大阪銀行
株式会社 奈良銀行
株式会社 あさひ銀行

A T M業務提携の開始について

大和銀行(頭取 勝田 泰久) 近畿大阪銀行(頭取 高谷 保宏) 奈良銀行(頭取 野村 正雄) およびあさひ銀行(頭取 梁瀬 行雄)は、平成13年11月5日(月)よりA T Mにおける業務提携を開始することで合意いたしました。

これは、経営統合に先立ち、お客様の利便性、サービスの向上を図るための業務提携の第一弾となります。まずは、A T Mによる「他行利用手数料無料化」・「他行振込手数料の本支店扱い化」を実施いたします。

A T M業務提携の概要

大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行、あさひ銀行のいずれかに口座をお持ちのお客様は、A T Mでの利用頻度の高い出金・振込について、4行のA T Mでお取引銀行と同様のサービスを受ける事ができるようになります。

(1) 実施内容

他行利用手数料無料化

大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行、あさひ銀行のいずれかに口座をお持ちのお客様が、4行いずれかのA T M等でご預金の引き出しを行われる場合の他行利用手数料105円を無料といたします。

(注)延長時間帯(平日 8:00~8:45・18:00~21:00、土曜日 14:00~17:00、および日曜・祝日)については、利用手数料210円を105円といたします。

他行振込手数料の本支店扱い化

A T Mを利用した4行間の振込手数料については、自行の本支店宛振込手数料と同額にいたします。

(2) 実施時期

平成13年11月5日(月)

また、キャッシュカードによる4行間のA T Mによる入金業務の相互開放についても、早期に実施する予定です。

なお、大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行の3行間では、「他行利用手数料無料化」「他行振込手数料の本支店扱い化」「A T Mによる入金業務の相互開放」について既に実施しております。

以上

本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実にあたる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

1. ATM振込手数料一覧

(単位：円)

		本支店宛		他行宛			
				電信扱		文書扱	
		キャッシュカード	現金	キャッシュカード	現金	キャッシュカード	現金
大 和	3万円以上	210	315	420	630		
	3万円未満	105	105	210	420		
近畿大阪	3万円以上	210	315	630	630		
	3万円未満	105	105	315	420		
奈 良	3万円以上	315	315	630	630	525	525
	1万円以上 3万円未満	105	105	420	420	315	315
	1万円未満	105	105	315	315	210	210
あさひ	3万円以上	210	315	420	630		
	3万円未満	105	105	210	420		

(注) 本件の実施により、ATMによる大和銀行・近畿大阪銀行・奈良銀行・あさひ銀行の振込手数料は、それぞれの本支店宛の手数料が適用されます。
 なお、大和銀行・近畿大阪銀行・奈良銀行の3行間については、すでに実施中です。

2. ATMネットワーク(平成13年9月末現在)

	大 和	近畿大阪	奈 良	あ さ ひ	合計	うち	
						首都圏	関西圏
有人店舗数	189	224	25	320	758	306	413
無人店舗数	261	47	32	647	987	606	349
店舗数合計	450	271	57	967	1,745	912	762
ATM等台数	1,656	791	74	3,292	5,813	3,230	2,401

(注) 首都圏：東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県
 関西圏：大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県
 (注) 無人店舗は共同設置のものを除く

以 上